

平成28年6月1日制定

(設置)

第1条 池田町の児童生徒が安全に通学できる通学路確保を目的として、「池田町通学路交通安全プログラム」に基づき池田町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所に対する対策に関する協議を行うこと。
- (3) 関係機関相互の連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、通学路の安全対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(役員)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は教育課長の職にある者を、副会長は建設課長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議を諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表

区分	団体・機関等	
学校関係	池田町立小・中学校の職員	
関係行政機関	国	国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部
	北海道	北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部 事業室 事業課
	警察	十勝池田警察署 地域交通課
	池田町	池田町 総務課
		池田町 建設水道課
		池田町教育委員会 教育課